災害時における物資供給に関する協定書

加古川市

株式会社 Jackery Japan

災害時における物資の供給に関する協定書

加古川市（以下「甲」という。）と株式会社 Jackery Japan（以下「乙」という。）は、加古川市において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における乙の甲に対する物資の提供等について必要な事項を定めることにより、甲の市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第２条　災害時において、甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して次に掲げる物資の供給について協力を要請することができ、乙はこの要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

(1)　ポータブル電源

(2)　ソーラーパネル

(3)　上記が稼働するための付属品一式

（支援要請）

第３条　甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で文書による要請ができないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（支援物資の引き渡し）

第４条　物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上、定めるものとし、当該引き渡し場所においては、甲及び乙が物資を確認後、物資を受け取るものとする。

（物資の運搬）

第５条　物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（経費の負担）

第６条　この協定に基づき、乙が甲に供給した物資の費用及びその他必要経費については、甲が負担するものとする。なお、物資の対価は、災害の発生した直前の乙の販売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする

（代金等の請求及び支払）

第７条　物資の費用の請求及び支払は、遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（情報交換）

第８条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平常時からポータブル電源等の供給協力について情報交換を行い、乙は甲が行う防災訓練への協力等、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし協定期間満了日１か月前までに、甲又は乙から何らかの申出がない場合には、さらに１年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 10 条　この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名の上、各１通を保有する。

令和８年９月 11 日

甲　兵庫県加古川市加古川町北在家２０００番地
加古川市

加古川市長

乙　東京都中央区晴海１丁目８番１０号
トリトンスクエアＸ棟３階
株式会社 Jackery Japan

代表取締役